

令和元年6月27日

○条例

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

小田原文学館条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

○規則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会規則

小田原市事務分掌に関する規則及び小田原市公印規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

小田原市長 加藤 憲 一

### 小田原市条例第 3 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部小田原市立病院運営審議会の項の次に次のように加える。

新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会	新病院建設事業基本計画策定等支援業務を委託する事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	9人以内
------------------------------	--	------

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正）

2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第3小田原市みどりの審議会の項の次に次のように加える。

新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会	委員	15,000円
------------------------------	----	---------

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

小田原市長 加藤 憲一

#### **小田原市条例第4号**

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成12年小田原市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第25条第4項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### **附 則**

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

小田原市自転車競走実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市条例第5号

小田原市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

小田原市自転車競走実施条例（昭和37年小田原市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、小田原競輪場以外の競輪場において開催することができる。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市条例第6号

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小田原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（利率等）

**第14条** 災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合はその利率を年1パーセントとする。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「半年賦」を「年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第2項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

小田原文学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市条例第7号

小田原文学館条例の一部を改正する条例

小田原文学館条例（平成6年小田原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「観覧料を」の次に「減額し、又は」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

小田原市長 加藤 憲 一

## 小田原市条例第 8 号

小田原市火災予防条例の一部を改正する条例

小田原市火災予防条例（昭和37年小田原市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第41条中「在置されないよう」を「存置されないよう」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年6月27日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市規則第7号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 小田原市財産規則（昭和40年小田原市規則第57号）様式第9号の2
- (2) 小田原市小児医療費助成条例施行規則（平成29年小田原市規則第9号）様式第2号
- (3) 小田原市重度障害者医療費助成条例施行規則（平成29年小田原市規則第11号）様式第2号
- (4) 小田原市漁港管理条例施行規則（昭和40年小田原市規則第11号）様式第11号
- (5) 小田原市建築確認等取扱規則（昭和60年小田原市規則第4号）様式第1号及び様式第2号
- (6) 小田原市屋外広告物条例第7条第1項の規定による屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の方法等の基準を定める規則（平成22年小田原市規則第4号）第8条第1項第3号キ(ア)
- (7) 消防法等施行細則（昭和59年小田原市規則第35号）様式第1号、様式第2号及び様式第9号

### 附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。



新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和元年6月27日

小田原市長 加藤 憲一

## 小田原市規則第8号

新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された新病院建設事業基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、新病院建設事業基本計画策定等支援業務を委託する事業者の選定等に関する事項につき、市長の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

**第3条** 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 前条に規定する事項に関して専門的な知識を有する者
- (2) 病院長
- (3) 市の職員（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する審査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理

する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(除斥)

**第7条** 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族の利害に関係のある事案については、その議事に加わることはできない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定により委員長が議事に加わることはできない場合には、その議事に限り、第4条第3項に規定する委員長があらかじめ指名する委員が、委員長の職務を行う。

(秘密の保持)

**第8条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第9条** 委員会の事務は、病院管理局経営管理課において処理する。

(委任)

**第10条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市事務分掌に関する規則及び小田原市公印規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 元 年 6 月 2 7 日

小田原市長 加 藤 憲 一

**小田原市規則第 9 号**

小田原市事務分掌に関する規則及び小田原市公印規則の一部を改正する規則  
(小田原市事務分掌に関する規則の一部改正)

**第1条** 小田原市事務分掌に関する規則（昭和44年小田原市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条市民部戸籍住民課の事務分掌(8)中「、改葬及び斎場使用」を「及び改葬」に改める。

(小田原市公印規則の一部改正)

**第2条** 小田原市公印規則（昭和29年小田原市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中エ及びオを削り、カをエとし、キをオとし、クをカとし、同項第2号中オを削り、カをオとし、キからコまでをカからケまでとし、サを削り、シをコとし、スからソまでを削り、タをサとし、チからヌまでをシからツまでとする。

別表第1中

「	小田原市立何々保育園長印	29	同	方21mm	保育園長	を
	小田原市斎場管理者之印	32	てん書	同	環境保護課長	」
「	小田原市立何々保育園長印	29	同	方21mm	保育園長	に
						」

改める。

別表第2中

「	32	「	32
	小田原市 斎場管理 者之印	を	削除
			に改める。
			」

### 附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

小田原市教育委員会に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 元 年 6 月 2 7 日

小田原市長 加 藤 憲 一

### **小田原市規則第 1 0 号**

小田原市教育委員会に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則  
小田原市教育委員会に対する事務の委任に関する規則（昭和 3 9 年小田原市規則第  
4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号エ中「小田原市文学館条例」を「小田原文学館条例」に、「免除」を  
「減免」に改める。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月27日

小田原市長 加藤 憲一

**小田原市規則第11号**

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年小田原市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第4条第1号中「、性別」を削る。

第8条中「及び連帯保証人」を「（条例第14条の保証人を立てる場合にあつては、当該借受決定者及び保証人）」に改める。

第15条ただし書中「又は保証人」を「（条例第14条の保証人を立てる場合にあつては、同居の親族又は保証人）」に改める。

様式第1号中

「

氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
----	--	------	-------	----	-----

」を  
「

氏名		生年月日	
----	--	------	--

」に

改める。

様式第2号（表）中「連帯保証人 氏 名  」を

「（保証人を立てる場合）

連帯保証人 氏 名  」に、

「

ふりがな 氏 名		男 女	年 月 日生（歳）	
現 住 所			郵便番号	電話番号

」を  
「

ふりがな 氏 名		生年月日	
現 住 所	〒		電話番号

」に

改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

連帯保証人 (保証人御自身が記入してください)	氏名				生年月日			
	現住所				本籍地			
	職業		月収		申請者との関係		家族数	
	資産	土地				勤務先	名称	
	建物					所在地		
この災害の前1月以内に被災したことの有無及びその状況								
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無								
資使金の途	資金の使い方	総額			円	資金の内訳	円	
被害の状況	被災時の具体的状況					負傷		
	住居の被害							
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額	
		和だんす			テレビ			
		整理だんす			ラジオ			
		洋服だんす			時計			
		鏡台			腕時計			
		テーブル・椅子			畳(畳中で畳が被害)			
		本箱・本棚			障子			
		食器・戸棚			ふすま			
		げた箱			パソコン類			
		照明器具			小計			
		じゅうたん			その他被害のあった家財			
		エアコン			品名	現在購入に要する費用	被害額	
		扇風機						
		石油ストーブ						
		こたつ						
冷蔵庫								
炊飯器								
洗濯機								
掃除機								
ミシン								
アイロン				小計				
自転車				合計				



様式第4号、様式第6号及び様式第8号中

「連帯保証人 住 所」を

「（保証人を立てた場合）  
連帯保証人 住 所」に改める。

様式第10号中

「

氏 名		男 女	年 月 日生
-----	--	-----	--------

」を

「

氏 名		生年月日	
-----	--	------	--

」に改め

る。

様式第12号中

「連帯保証人 住 所」を

「（保証人を立てた場合）  
連帯保証人 住 所」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。